

行政事業レビューに係る行動計画

第1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し、チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は以下のとおりとする。

総括責任者：官房総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メンバー：官房総務課会計室長，官房総務課企画官，官房人事課長，
経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長，
審査局管理企画課長

事務局：官房総務課，官房総務課会計室

(2) チームの取組事項

チームは、以下の取組を行うものとする。

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

エ 前記ア，イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

2 行政事業レビュー外部有識者会合

(1) 会合の構成

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部の視点を活用したレビューを実施する。外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績，職歴等を勘案して、チームの総括責任者が3名を選任する。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般，個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み，実態，問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態，地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

なお，外部有識者のうち，点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去３年間に於いて点検対象事業に係る審議会，検討会等の委員，専門委員等になっていた者は，当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

(2) 会合の取組事項

外部有識者会合は，外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ，以下の取組を行うものとする。その際，チームは，外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について，外部有識者に対し周知する。また，必要に応じ，事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設ける。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検，必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた，翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

第２ 取組の進め方

１ 事業単位の整理

事務的経費，人件費等を除く全ての平成２６年度の事業について，別途，行政改革推進本部事務局が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。事業単位の整理に当たっては，レビューと政策評価との連携を確保するため，目標管理型の政策評価の対象となる施策と，当該施策を構成する事務事業に係るレビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）との対応関係を明記する。

２ レビューシートの作成及び中間公表

(1) チームによるレビューシートの作成

チームは，事業単位ごとに，行政改革推進本部事務局が示す様式に従って，レビューシートを作成する。

(2) 事業担当部署による点検及び行政事業レビューシートの記載

事業担当部署は，レビュー対象事業について，予算の支出先，使途，成果，活動実績等を踏まえ，厳正な点検を行い，その結果をレビューシートに記載する。その際，以下の点に特に留意する。

- ・ 事業にどのような課題があり，その課題に対してどのように対応しているのかといった点検の具体的な内容について，可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・ 事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては，成果目標や代替的な目標に照らし，実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・ レビューシートには，事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが，「評価に関する説明」欄において，当

該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。

- ・ 事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

また、官房総務課会計室長は、事業担当部署が作成したレビューシートの内容について、厳正な自己点検が行われ、適切に記入されているかチェックする。

(3) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次に掲げる期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において中間公表する。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則、公開プロセス開始日の１０日前

イ その他の事業は原則平成２７年６月末、遅くとも同年７月上旬

3 外部有識者会合

- (1) チームは、原則、次のいずれかに該当する事業について、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。

ア 平成２６年度に新規に開始したもの。

イ 平成２７年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの。

ウ 平成２８年度予算概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの。

エ そのほか、チームにおいて、全てのレビュー対象事業が少なくとも５年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることとなるようにする観点から選定した平成２６年度の事業

- (2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。
- (3) チームは、外部有識者による点検の結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。
- (4) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。

4 公開プロセスの実施

- (1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、次のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定する。その際、外部有識者会合を活用し、外部有識者の理解を得た上で選定を行うこととし、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論することがふさわしくない事業は対象としないものとする。また、原則、事業単位で１億円未満のものも対象としないものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの。

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの。

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの。

エ 平成２７年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）。

オ そのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの。

- (2) 公開プロセスに参加する外部有識者は６名とし、チームの総括責任者が選任した３名と、行政改革推進本部事務局が選定した３名とする。チームの総括責任者は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- (3) 公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。
- (4) 公開プロセスは平成２７年６月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局が定めるルールに従うものとする。
- (5) 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。
- (6) 公開プロセスの結果及び議事は事後に公表するものとする。
- (7) 公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。

５ チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) チームによる点検（サマーレビュー）

チームは、レビュー対象事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(2) 概算要求等への反映

チームの所見を平成２８年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室予算係は、事業担当部署がチームの所見を概算要求に的確に反映させているかチェックする。

また、事業担当部署は、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に分かりやすく記入する。官房総務課会計室長は、レビューシートの所定の欄において、チームの所見の反映状況等が具体的に分かりやすく記入されているかチェックする。

６ 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、平成２８年度予算概算要求における要求額等を記入したレビュー

シートを、概算要求の提出期限までに公表する。

(2) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上、レビューシートの最終公表後1週間以内に公表する。

7 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

平成26年度の事業のほか、次に掲げる事業についても、事業担当部署がレビューシートを作成し、記入可能な事項を記入の上、それぞれ次に掲げる期日を目途にホームページにおいて公表する。ただし、平成27年度新規要求事業については中間公表を行わない。

ア 平成27年度から新規に開始した事業（以下「平成27年度開始事業」という。）は、原則平成27年6月末、遅くとも同年7月上旬

イ 平成28年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「平成28年度新規要求事業」という。）は、平成28年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

なお、平成27年度開始事業は、平成26年度の事業と同時期に、別途、行政改革推進本部事務局が示す様式に従って事業単位を整理する。

(2) チームによる点検

チームは、平成27年度開始事業及び平成28年度新規要求事業についても、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(3) 概算要求等への反映

チームの所見を概算要求、予算執行等に的確に反映するとともに、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上、次に掲げる期日までにホームページにおいて公表する。

ア 平成27年度開始事業は、レビューシートの最終公表後1週間以内

イ 平成28年度新規要求事業は、平成28年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

8 その他

レビューの実施に当たって、チーム及び事業担当部署は、「行政事業レビュー実施要領」（行政改革推進会議 平成27年3月31日改定）の関連する事項に十分に留意する。

第3 平成27年度の取組のスケジュール

